

須坂市区町村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
23年度	人 52,244	千円 20,796,146	千円 530,166	千円 3,711,915	% 17.8%	% 18.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

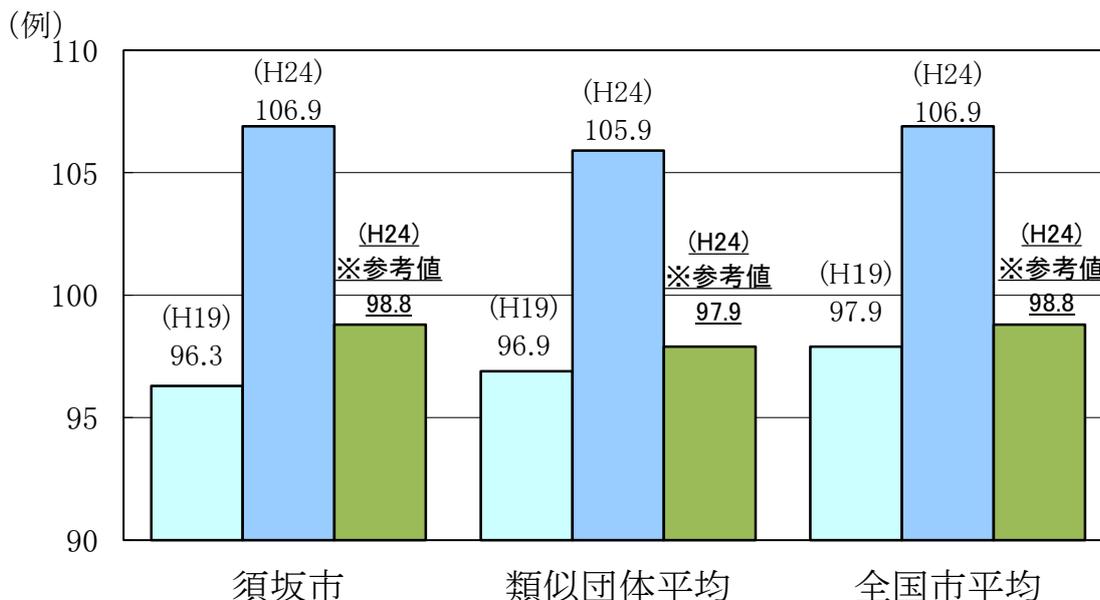
区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 437	千円 1,657,181	千円 325,894	千円 597,583	千円 2,580,658	千円 5,905	千円 6,045

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、23年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

- ①平成19年4月から特殊勤務手当の一部廃止・見直しを実施しています。(年間380万円の削減見込)
- ②平成24年8月から平成25年7月までの間、理事者の給料を減額しています。
(市長20%、副市長15%、教育長10%を減額し、上記期間で440万円の削減)

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 「参考値」は国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

(5) 給与改定の状況

※須坂市には人事委員会が設置されていないため、人事委員会による勧告はありません。

月例給の給与改定率・特別給の年間支給月数は、国に準じて改定をおこなっています。

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A 円	公務員給与 B 円	較差 A-B (— %)	勧告 (改定率) %		
23年度	—	—	(— %)	—	—	—

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A 月	公務員の 支給月数 B 月	較差 A-B 月	勧告 (改定月数) 月		
23年度	—	—	—	—	—	—

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 一般行政職給料表の状況 (平成24年4月1日現在)

※須坂市は7級制の給料表を適用。

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1号級の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	—	—	—
最高合給の 給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600	458,400	—	—	—

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (24年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
須坂市	42.0 歳	324,100 円	386,905 円	354,778 円
長野県	45.4 歳	345,814 円	404,792 円	380,771 円
国	42.8 歳	304,944 円 (329,917 円)	— 円	372,906 円 (401,789 円)
類似団体	43.2 歳	327,748 円	391,486 円	362,999 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
須坂市	50.1 歳	41 人	344,000 円	380,758 円	359,034 円	—	—	—	—
うち用務員	53.6 歳	10 人	355,300 円	383,430 円	367,673 円	用務員	53.5 歳	206,600 円	1.86
うち自動車運転手	48.7 歳	2 人	340,900 円	397,650 円	352,483 円	自家用乗用自動車運転手	55.0 歳	233,700 円	1.70
うち清掃職員	51.8 歳	8 人	353,000 円	395,325 円	372,125 円	廃棄物処理業従業員	44.7 歳	288,200 円	1.37
うち学校給食員	0 歳	0 人	0 円	0 円	0 円	調理士	43.7 歳	247,400 円	0.00
長野県	55.8 歳	64 人	283,700 円	309,537 円	299,093 円	—	—	—	—
国	49.7 歳	3,479 人	270,465 円 (285,030円)	— 円	307,506 円 (323,181円)	—	—	—	—
類似団体	49 歳	—	314,792 円	350,255 円	335,630 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
須坂市	—	—	—
うち用務員	6,158,460 円	2,861,400 円	2.15
うち自動車運転手	6,226,100 円	3,073,900 円	2.03
うち清掃職員	6,333,100 円	3,989,200 円	1.59
うち学校給食員	0 円	3,301,200 円	0.00

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成21～23年の3ヶ年平均)

廃棄物処理業従業員及び用務員については、全国計であり、その他は長野県計である。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員において前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
須坂市	40.8 歳	313,900 円	349,520 円	341,567 円
長野県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	39.3 歳	302,791 円	372,985 円	337,036 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況（24年4月1日現在）

区 分		須坂市	長野県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	175,600 円	163,987 円 (172,200円)
	高校卒	140,100 円	142,300 円	133,418 円 (140,100円)
技能労務職	高校卒	140,100 円	137,200 円	—
	中学卒	—	—	—
消防職	高校卒	140,100 円	—	—

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（24年4月1日現在）

区 分		経験年数 7年以上10年未満	経験年数 10年以上15年未満	経験年数 15年以上20年未満	経験年数 20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	248,600 円	278,300 円	328,700 円	358,700 円
	高校卒	—	247,600 円	298,000 円	328,200 円
技能労務職	高校卒	—	—	282,700 円	317,100 円
	中学卒	—	—	—	—
消防職	高校卒	216,767 円	261,190 円	306,433 円	343,005 円

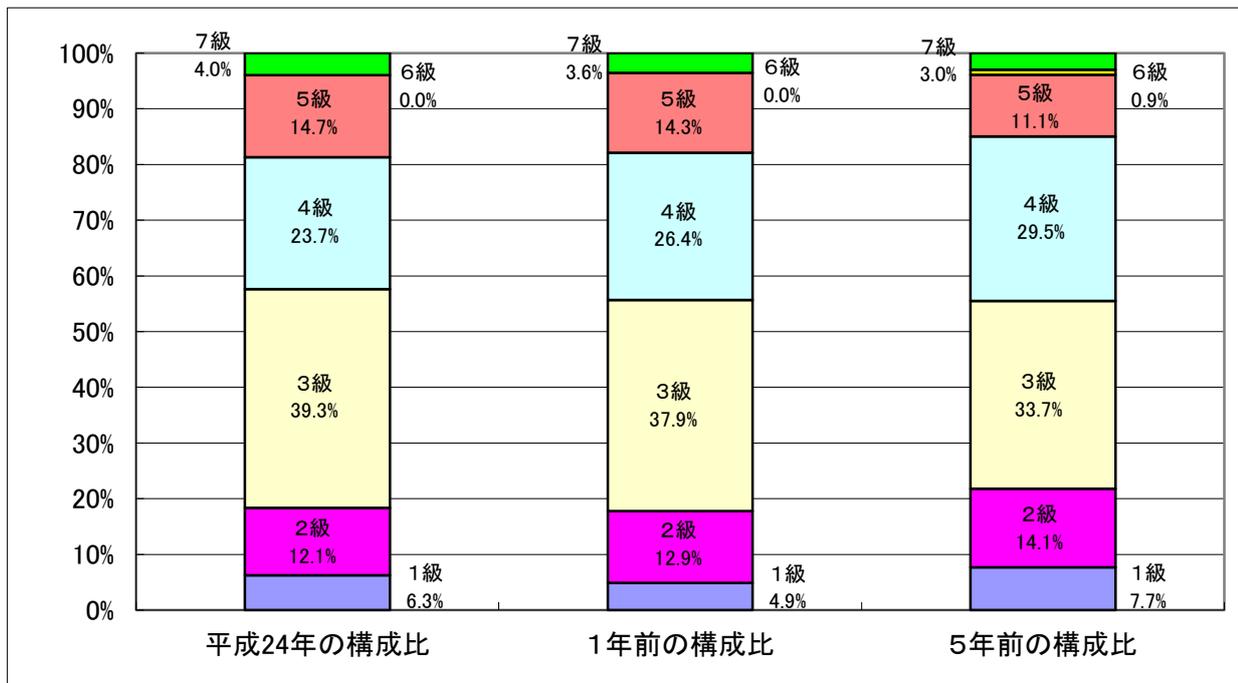
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（24年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7 級	部長及び部長相当職のうち、別に定めるものの職務	9 人	4.0 %
6 級	課長及び課長相当職又は参事の職務	0 人	0.0 %
5 級	課長及び課長相当職又は副参事の職務	33 人	14.7 %
4 級	課長補佐、課長補佐相当職又は主幹、技幹の職務	53 人	23.7 %
3 級	係長、企画員及び係長相当職又は主査、技査、主任主事、主任技師若しくはこれに相当する職務	88 人	39.2 %
2 級	主事、技師又はこれに相当する者のうち比較的高度の知識経験を必要とする業務を行う職務	27 人	12.1 %
1 級	主事、技師、主事補、技師補又はこれに相当する者及び上記以外の者の職務	14 人	6.3 %

(注) 1 須坂市区町村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に9級制から7級制に変更しています。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合しました。)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

○人事評価制度については、現在試行中

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

須坂市	長野県	国
1人当たり平均支給額(23年度) 1,378 千円	1人当たり平均支給額(23年度) 1,595 千円	—
(23年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

○人事評価制度については、現在試行中

(2) 退職手当（24年4月1日現在）

須 坂 市				国			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分		勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分		勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分		勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分		最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額	12,168 千円	24,765 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

※須坂市では、地域手当の支給(制度)はありません。

(4) 特殊勤務手当（24年4月1日現在）

支給実績(23年度決算)				3,226 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)				39,817 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)				17.3 %
手当の種類(手当数)				10
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
税務手当	市税の滞納整理に従事した職員		1日 300円	
感染症防疫手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに市長がこれらに相当すると認める感染症(以下「感染症」という。)の防疫に従事する職員	感染症が発生し、又は発生するおそれのある場合において感染症患者等の救護又は感染症の病原体の処理作業に従事したとき	1日 400円	
行旅死・病人取扱い手当	行旅死亡人又は行旅病人の取扱いに従事した職員		行旅死亡 1回 3,500円 行旅病人 1回 1,000円	
燃焼炉清掃点検作業手当	燃焼炉清掃点検作業に従事した職員		1回 1,500円	
高所低所作業手当	工事又は事故等により高所又は低所で行われる作業(正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。)において行われるものを除く。)に従事した職員	高所(5メートル以上)又は低所(5メートル以上)の作業	日額 400円 (4時間未満 200円)	
家賃等徴収手当	市長が別に定める滞納整理に従事した職員	市営住宅の家賃、保育料、国民年金保険料、同和地区住宅新築資金等貸付金、奨学金償還金、霊園管理料、ごみ処理手数料及びこれらに準ずるものの滞納整理	1日 300円	

消防業務手当	消防の業務に従事した職員	1. 出勤作業手当	
		(1) 水火災のため出動し、消防業務(救急業務を除く)に従事した職員	出動1回 300円
		(2) 救急現場に出動し、救急業務に従事した職員	出動1回 300円 (救急救命士にあつては350円)
		2. 特殊作業手当	
		(1) 救急現場に出動し、救急業務に従事した職員で消防長が特に認める患者等を搬送した職員	出動1回 300円
		(2) 地面から5メートル以上高い又は低い足場の不安定な箇所において消防業務に従事した職員	出動1回 300円
		(3) 災害等の現場において遺体の収容作業に従事した職員	出動1回 1,000円
		3. 当直勤務手当	
		当直勤務に従事した職員	従事1回 600円
用地交渉手当	用地の取得又は用地の取得に伴う物件若しくは権利の補償に関し、現地において権利者との個別交渉に従事した職員		1日 300円
家畜伝染病防疫作業手当	伝染病菌を有する家畜若しくは、その疑いのある家畜に対する防疫作業並びに家畜に対する予防業務で補定作業に従事した職員		1日 400円
死亡獣等収集作業手当	犬、猫等の死体の収集作業に従事した職員		1回 300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (23 年 度 決 算)	146,053 千円
職員1人当たり平均支給年額 (23 年 度 決 算)	449 千円
支給実績 (22 年 度 決 算)	168,536 千円
職員1人当たり平均支給年額 (22 年 度 決 算)	438 千円

(6) その他の手当 (24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成23年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 1人目、2人目 6,500円 配偶者のいない職員の扶養 親族のうち1人目 11,000円 その他 5,000円 ※16歳になる年度初めから 22歳になる年度末までの子 に対する扶養手当は 5,000円を加算した額	同じ		54,837 千円	235,350 円
住居手当	家賃23,000円以下は家賃か ら12,000円を控除した額 家賃23,000円以上は家賃か ら23,000を控除した額×1/ 2+11,000円 (限度額27,000円)	同じ		19,646 千円	306,958 円
通勤手当	交通機関等利用者: 運賃等相当額 (1か月当たりの運賃等相当 額が55,000円を超えるとき は、 1か月当たり55,000円) 交通用具使用者: 片道 2km以上5km未満 2,200円 5km以上6km未満 4,100円 6km以上10km未満 越える距離1km毎に 200円を4,100円に加算 10km以上15km未満6,500円 15km以上20km未満8,900円 20km以上25km未満11,300 円 25km以上30km未満13,700 円 35km以上40km未満18,500 円 40km以上45km未満20,900 円	異なる	国: 交通用具 使用者: 5km以上 10km未満 4,100円	15,364 千円	48,163 円
宿日直手当	須坂市臥竜公園管理事務所に おける当直の業務5,100円 上記以外 4,200円	同じ		- 千円	- 円

管理職特別勤務手当	部長等 8,000円 課長等 6,000円 現地機関の長等 4,000円	異なる	(国:管理職員特別勤務手当) 1種 12,000円 2種 10,000円 3種 8,500円 4種 7,000円 5種 6,000円	- 千円	- 円
休日勤務手当	勤務1時間当たりの給与額 × 135/100	同じ		- 千円	- 円
夜間勤務手当	勤務1時間当たりの給与額 × 25/100	同じ		- 千円	- 円
管理職手当	部長等 66,200円 課長等 54,300～52,300円 現地機関の長等 41,400～38,100円			35,180 千円	586,328 円
寒冷地手当	11月から翌年の3月までの期間支給 扶養親族のある世帯主 月額17,800円 その他の世帯主 月額10,200円 その他の職員 月額 7,360円	同じ		30,236 千円	64,884 円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため国又は他の地方公共団体から派遣された職員で住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要する者に支給 公の施設又はこれに準ずる施設 日額3,970円 その他の施設 30日以内の期間 日額6,620円 30日を超え60日以内の期間 日額5,870円 60日を超える期間 日額5,140円	異なる	無	- 千円	- 円

6 特別職の報酬等の状況（24年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	734,400 円 (918,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 1,000,000 円/ 447,500 円
	副 市 長	646,000 円 (760,000 円)	816,000 円/ 497,000 円
報 酬	議 長	456,000 円 (円)	698,000 円/ 335,000 円
	副 議 長	387,000 円 (円)	620,000 円/ 275,000 円
	議 員	355,000 円 (円)	560,000 円/ 255,000 円
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(23年度支給割合) 報酬月額 × 1.4 × 2.95 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(23年度支給割合) 報酬月額 × 1.4 × 2.95 月分	
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副 市 長	918,000 × 50/100 × 48 = 22,032,000	任期毎
		760,000 × 35/100 × 48 = 12,768,000	任期毎
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

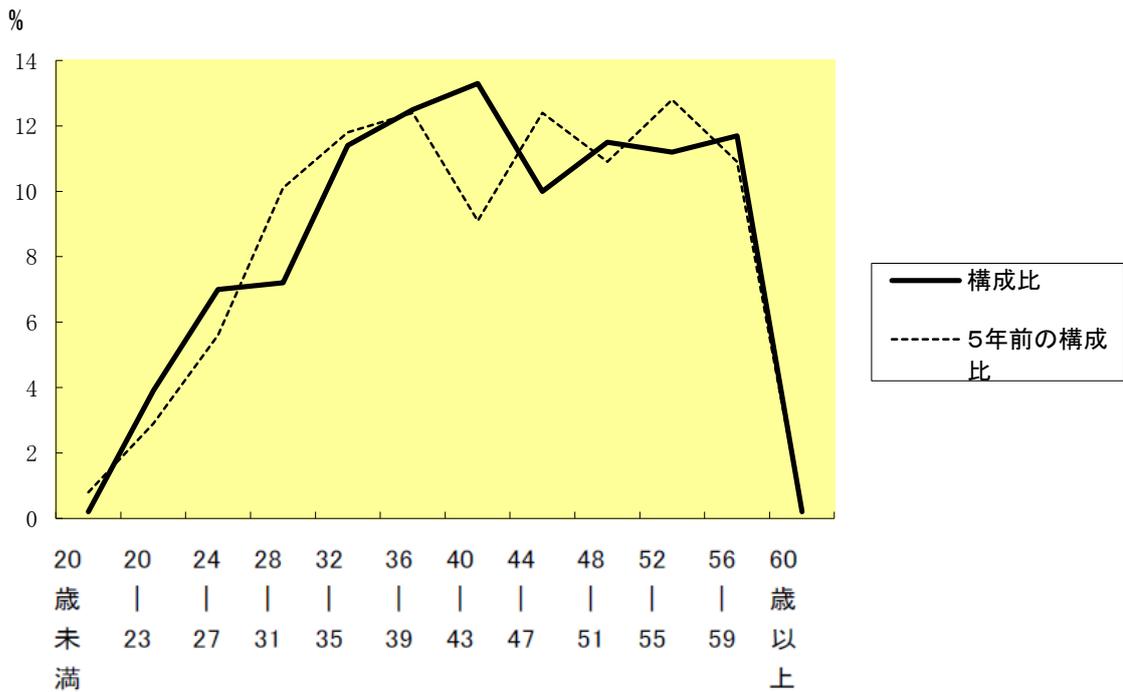
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
		平成24年	平成23年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	5	5	0	関係団体派遣職員引き上げ 人員配置による減、保育園統廃合による廃止 ごみ処理業務の減 農業一般の業務減 商工一般の業務増
		総務	60	60	0	
		税務	19	20	-1	
		民生	104	107	-3	
		衛生	43	44	-1	
		労働	1	1	0	
		農林水産	12	13	-1	
		商工	13	12	1	
	土木	50	50	0		
		計	307	312	-5	<参考> 人口1万人当たり職員数 59.72 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 54.46 人)
	教育部門	42	42	0		
	消防部門	89	89	0		
	小 計	438	443	-5	<参考> 人口1万人当たり職員数 83.9 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 73.53 人)	
公営企業会計等部門	水道	22	23	-1	職員配置見直しによる減	
	下水	6	7	-1	下水道業務縮小	
	その他	23	20	3	介護予防業務体制の充実	
	小 計	51	50	1		
合 計		489 [640]	493 [640]	-4 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 93.6 人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（24年4月1日現在）

(例)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	1人	19人	34人	35人	56人	61人	65人	49人	56人	55人	57人	1人	489人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	19年	20年	21年	22年	23年	24年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	316	311	309	317	312	307	△9 (△ 2.8%)
教育	58	56	52	42	42	42	△16 (△27.5%)
消防	90	90	90	90	89	89	△1 (△ 1.1%)
普通会計計	464	457	451	449	443	438	△26 (△ 5.6%)
公営企業等会計計	51	55	52	50	50	51	0 (0%)
総合計	515	512	503	499	493	489	△29 (△ 5.6%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に占 める職員給与費比率
23年度	千円 913,350	千円 227,498	千円 211,134	% 23.1	% 22.8

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村水道事業 平均一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 23	千円 96,079	千円 16,780	千円 34,850	千円 147,709	千円 6,422	千円 6,351

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、24年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

- ①平成19年4月から特殊勤務手当の一部廃止・見直しを実施しています。(年間380万円の削減見込)

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (24年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
須 坂 市	47.7 歳	348,900 円	529,535 円
市町村水道事業平均	45.4 歳	358,043 円	528,316 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

須 坂 市 水 道 事 業		須 坂 市(水道事業除く)	
1人当たり平均支給額(23年度)		1人当たり平均支給額(23年度)	
1,516 千円		1,378 千円	
(23年度支給割合)		(23年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.35 月分	2.6 月分	月分
(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・ 役職加算 5~15%		・ 役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（24年4月1日現在）

須坂市水道事業				須坂市(水道事業除く)			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分		勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分		勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分		勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分		最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額	0 千円	0 千円		1人当たり平均支給額	12,168 千円	24,765 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

※須坂市では、地域手当の支給(制度)はありません。

エ 特殊勤務手当（24年4月1日現在）

支給実績(23年度決算)				603 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)				49,792 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)				52.2 %
手当の種類(手当数)				4
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
危険作業手当	工事及び事故等により高所(5メートル以上)、低所(5メートル以上)及び路上での弁操作等に従事した職員		日額 400円 (4時間未満 200円)	
薬品取扱手当	苛性ソーダ等の危険物取扱い及び管理に従事した職員		日額 250円	
用地・共同管交渉手当	用地の取得及び共同管解消のため現地において権利者との個別交渉に従事した職員		日額 300円	
滞納整理手当	滞納整理に従事した職員		日額 300円	

オ 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	3,719 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	413 千円
支給実績(22年度決算)	4,695 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	236 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当・夜間勤務手当を含みます。

カ その他の手当（24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成23年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 1人目、2人目 6,500円 配偶者のいない職員の扶養 親族のうち1人目 11,000円 その他 5,000円 ※16歳になる年度初めから 22歳になる年度末までの子 に対する扶養手当は 5,000円を加算した額	同じ		3,792 千円	291,692 円
住居手当	家賃23,000円以下は家賃か ら12,000円を控除した額 家賃23,000円以上は家賃か ら23,000を控除した額×1/ 2+11,000円 (限度額27,000円)	同じ		972 千円	324,000 円
通勤手当	交通機関等利用者: 運賃等相当額 (1か月当たりの運賃等相当 額が55,000円を超えるとき は、 1か月当たり55,000円) 交通用具使用者: 片道 2km以上5km未満 2,200円 5km以上6km未満 4,100円 6km以上10km未満 越える距離1km毎に 200円を4,100円に加算 10km以上15km未満6,500円 15km以上20km未満8,900円 20km以上25km未満11,300 円 25km以上30km未満13,700 円 35km以上40km未満18,500 円 40km以上45km未満20,900 円	異なる	国: 交通用具 使用者: 5km以上 10km未満 4,100円	600 千円	33,333 円
宿日直手当	須坂市臥竜公園管理事務所に おける当直の業務5,100円 上記以外 4,200円	同じ		2,160 千円	269,925 円

管理職特別勤務手当	部長等 8,000円 課長等 6,000円 現地機関の長等 4,000円	異なる	(国:管理職員特別勤務手当) 1種 12,000円 2種 10,000円 3種 8,500円 4種 7,000円 5種 6,000円	- 千円	- 円
休日勤務手当	勤務1時間当たりの給与額 × 135/100	同じ		- 千円	- 円
夜間勤務手当	勤務1時間当たりの給与額 × 25/100	同じ		- 千円	- 円
管理職手当	部長等 66,200円 課長等 54,300～52,300円 現地機関の長等 41,400～38,100円			1,411 千円	705,042 円
寒冷地手当	11月から翌年の3月までの 期間支給 扶養親族のある世帯主 月額17,800円 その他の世帯主 月額10,200円 その他の職員 月額 7,360円	同じ		1,611 千円	70,009 円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため国又は他の地方公共団体から派遣された職員で住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要する者に支給 公の施設又はこれに準ずる施設 日額3,970円 その他の施設 30日以内の期間 日額6,620円 30日を超え60日以内の期間 日額5,870円 60日を超える期間 日額5,140円	異なる	無	- 千円	- 円